

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書</p> <p>第 1 編 地質・土質調査業務共通仕様書</p>	<p>熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書</p> <p>第 1 編 地質調査業務共通仕様書</p>
<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1101 条 適用</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 測量業務等及び設計業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p>第 1102 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1 「発注者」とは、<u>熊本県知事又はその職務代理者</u>をいう。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 「契約書」とは、別冊の「<u>熊本県公共工事関係業務委託契約約款</u>」をいう。</p> <p>10～37 (略)</p> <p>第 1103 条～1107 条 (略)</p> <p>第 1108 条 管理技術者</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつ、その範囲が、第 1302 条第 2 項から第 4 項までの場合は、地質・土質調査業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算 2 箇年以上ある者で、業務に該当する資格[※]の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（<u>業務に該当する部門</u>の職務に従事した期間が 8 年以上ある者。）を管理技術者とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>5 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得な</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 1101 条 適用</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 測量業務及び設計業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p>第 1102 条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1 「発注者」とは、<u>支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官</u>をいう。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 「契約書」とは、別冊の「<u>〇〇契約書</u>」をいう。</p> <p>10～37 (略)</p> <p>第 1103 条～1107 条 (略)</p> <p>第 1108 条 管理技術者</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつ、その範囲が、第 1302 条第 2 項から第 4 項までの場合は、地質・土質調査業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算 2 箇年以上ある者で、業務に該当する資格※の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（<u>森林土木部門</u>の職務に従事した期間が 8 年以上ある者。）を管理技術者とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(新設)</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>※ 業務に該当する資格は、地質調査技士、林業技士等をいう。</u></p> <p>第 1109 条～第 1110 条 （略）</p> <p>第 1111 条 提出書類</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報システム（TECRIS）に登録し、なければならない。登録にあたっては、事前に登録内容について監督職員の確認を受けなければならない。なお、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時に変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>第 1112 条 打合せ等</p> <p>1～4 （略）</p> <p><u>5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。</u></p> <p><u>※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p> <p>第 1113 条 業務計画書</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p>	<p>第 1109 条～第 1110 条 （略）</p> <p>第 1111 条 提出書類</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報システム（TECRIS）に登録し、なければならない。登録にあたっては、事前に登録内容について監督職員の確認を受けなければならない。なお、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時に変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第 1112 条 打合せ等</p> <p>1～4 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>第 1113 条 業務計画書</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(6) 成果物の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする） (10) 仮設備計画 (11) その他</p> <p><u>業務計画書に記載する管理技術者については、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記載した予定管理技術者でなければならない。また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</u></p> <p><u>(2) 実施方針又は(11)その他には、第 1132 条個人情報の取扱い、第 1133 条安全等の確保及び第 1137 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p>3・4 （略）</p>	<p>(6) 成果物の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制（緊急時含む） (9) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする） (10) 仮設備計画 (11) その他</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>第 1114 条～第 1139 条 （略）</p>	<p>第 1114 条～第 1139 条 （略）</p>
<p>第 2 章～第 4 章 （略）</p>	<p>第 2 章～第 4 章 （略）</p>
<p>第 5 章 物理探査</p>	<p>第 5 章 物理探査</p>
<p>第 1 弾性波探査</p>	<p>第 1 弾性波探査</p>
<p>第 1501 条 （略）</p>	<p>第 1501 条 （略）</p>
<p>第 1502 条 業務内容 1～6 （略）</p> <p><u>7 照査</u> <u>計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。</u></p> <p><u>8</u> （略）</p>	<p>第 1502 条 業務内容 1～6 （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>7</u> （略）</p>
<p>第 2 電気探査（比抵抗二次元探査）</p>	<p>第 2 電気探査（比抵抗二次元探査）</p>
<p>第 1503 条 （略）</p>	<p>第 1503 条 （略）</p>
<p>第 1504 条 業務内容 1～6 （略）</p>	<p>第 1504 条 業務内容 1～6 （略）</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>7 報告書作成 第 1502 条第 8 項に準じるものとする。</p> <p>第 6 章～第 8 章 （略）</p>	<p>7 報告書作成 第 1502 条第 7 項に準じるものとする。</p> <p>第 6 章～第 8 章 （略）</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第 2 編 測量業務等共通仕様書	第 2 編 測量業務共通仕様書
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 2101 条	第 2101 条
<p>1 測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、熊本県農林水産部森林局の発注する測量業務及び環境生物調査業務（以下「測量業務等」という。）に係る熊本県公共工事関係業務委託契約約款（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>1 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、熊本県農林水産部森林局の発注する測量業務及び環境生物調査業務（以下「測量業務等」という。）に係る熊本県公共工事関係業務委託契約約款（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2～4 （略）</p>
第 2102 条～第 2104 条 （略）	第 2102 条～第 2104 条 （略）
第 2105 条 業務の実施	第 2105 条 業務の実施
<p>林道路線測量、山地治山等測量、深浅測量、汀線測量及び環境生物調査業務は、共通仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。</p> <p>基準点測量（基準点測量及び水準測量）、用地測量、空中写真測量及び航空レーザ測量は、共通仕様書、特記仕様書及び「<u>熊本県公共測量作業規程</u>」（以下「公共測量作業規程」という。）により実施するものとする。</p> <p>なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、共通仕様書及び特記仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号によるものとする。</p> <p><u>（削る。）</u></p>	<p>林道路線測量、山地治山等測量、深浅測量、汀線測量及び環境生物調査業務は、共通仕様書及び特記仕様書により実施するものとする。</p> <p>基準点測量（基準点測量及び水準測量）、用地測量、空中写真測量及び航空レーザ測量は、共通仕様書、特記仕様書及び「<u>〇〇〇公共測量作業規程</u>」<u>※</u>（以下「公共測量作業規程」という。）により実施するものとする。</p> <p>なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、共通仕様書及び特記仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号によるものとする。</p> <p><u>※ 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣の承認を得た承認年月日及び番号を記載する。</u></p>
第 2106 条～第 2107 条 （略）	第 2106 条～第 2107 条 （略）
第 2108 条 管理技術者	第 2108 条 管理技術者
<p>1～5 （略）</p> <p><u>6 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u></p>	<p>1～5 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>
第 2109 条～第 2110 条 （略）	第 2109 条～第 2110 条 （略）
第 2111 条 提出書類	第 2111 条 提出書類

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>1・2 （略）</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報システム（TECRIS）に登録しなければならない。登録にあたっては、事前に登録内容について監督職員の確認を受けなければならない。なお、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時に変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>第 2112 条 打合せ等</p> <p>1～5 （略）</p> <p><u>6 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</u></p> <p><u>※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p> <p>第 2113 条 業務計画書</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p> <p>(6) 成果物の内容、部数</p> <p>(7) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(8) 連絡体制（緊急時含む）</p> <p>(9) 使用する主な機器</p> <p>(10) その他</p> <p><u>(2) 実施方針又は (10) その他には、第 2133 条安全等の確保、第 2137 条個人情報の取扱い及び</u></p>	<p>1・2 （略）</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報システム（TECRIS）に登録し、なければならない。登録にあたっては、事前に登録内容について監督職員の確認を受けなければならない。なお、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時に変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第 2112 条 打合せ等</p> <p>1～5 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>第 2113 条 業務計画書</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要</p> <p>(2) 実施方針</p> <p>(3) 業務工程</p> <p>(4) 業務組織計画</p> <p>(5) 打合せ計画</p> <p>(6) 成果物の内容、部数</p> <p>(7) 使用する主な図書及び基準</p> <p>(8) 連絡体制（緊急時含む）</p> <p>(9) 使用する主な機器</p> <p>(10) その他</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>第 2138 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>第 2114 条～第 2118 条 （略）</p> <p>第 2119 条 成果物の提出</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 受注者は、熊本県電子納品<u>運用</u>ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成したデータにより作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>第 2120 条～第 2140 条 （略）</p> <p><u>第 2141 条 新技術の活用について</u></p> <p><u>受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。</u></p> <p><u>受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>1 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) は活用効果調査表の提出を要しない。</u></p> <p><u>2 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術 (NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術) は活用効果調査表の提出を要しない。</u></p> <p>第 2 章～第 4 章 （略）</p>	<p>3・4 （略）</p> <p>第 2114 条～第 2118 条 （略）</p> <p>第 2119 条 成果物の提出</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 受注者は、熊本県電子納品ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成したデータにより作成した電子データにより成果品を提出するものとする。 「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</p> <p>第 2120 条～第 2140 条 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>第 2 章～第 4 章 （略）</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第 3 編 設計業務共通仕様書	第 3 編 設計業務共通仕様書
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 3101 条 適用	第 3101 条 適用
1 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、熊本県農林水産部森林局の発注する治山工事、林道工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として契約される場合の工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る熊本県公共工事関係業務委託 <u>契約約款</u> （以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。	1 設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、熊本県農林水産部森林局の発注する治山工事、林道工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として契約される場合の工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る熊本県公共工事関係業務委託約款（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2～4	2～4
第 3102 条～第 3106 条 （略）	第 3102 条～第 3106 条 （略）
第 3107 条 管理技術者	第 3107 条 管理技術者
1・2 （略）	1・2 （略）
3 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）、 <u>林業技術（業務に該当する部門）</u> のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。	3 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有する者又は、これと同等の能力と経験を有する技術者（大学卒 18 年（短大・高専卒 23 年、高校卒 28 年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。）であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
<u>(削る。)</u>	<u>なお、業務の範囲が、構造物設計、橋梁及びトンネル等の重要構造物の設計を伴わない林道の設計及び図面の作成（構造物図、用地図、潰地図等及び法令関係図の作成を除く。）のみである場合、林道の設計業務について専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算 2 箇年以上ある者で、業務に該当する資格※の登録を受けた技術者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者（森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者。）を管理技術者とすることができる。</u>
4～6 （略）	4～6 （略）
<u>7 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</u>	<u>※ 業務に該当する資格は、林業技術等をいう。</u>
第 3108 条～第 3109 条 （略）	第 3108 条～第 3109 条 （略）
第 3110 条 提出書類	第 3110 条 提出書類
	(新設)

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改正後	現 行																								
<p>1・2 （略）</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、受注・変更・完了・<u>訂正</u>時に業務実績情報システム（TECRIS）に登録しなければならない。登録にあたっては、事前に登録内容について監督職員の確認をうけなければならない。なお、受注時は契約締結後、原則 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、原則 15 日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p><u>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>第 3111 条 打合せ等</p> <p>1～4 （略）</p> <p><u>5 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」*に努める。</u></p> <p><u>※ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</u></p> <p>第 3112 条 業務計画書</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 業務概要</td> <td>(2) 実施方針</td> </tr> <tr> <td>(3) 業務工程</td> <td>(4) 業務組織計画</td> </tr> <tr> <td>(5) 打合せ計画</td> <td>(6) 成果物の品質を確保するための計画</td> </tr> <tr> <td>(7) 成果物の内容、部数</td> <td>(8) 使用する主な図書及び基準</td> </tr> <tr> <td>(9) 連絡体制(緊急時含む)</td> <td>(10) 使用する主な機器</td> </tr> <tr> <td>(11) その他</td> <td></td> </tr> </table> <p><u>(2) 実施方針又は (11) その他には、第 3131 条個人情報の取扱い、第 3132 条安全等の確保及び第 3136 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</u></p> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</p>	(1) 業務概要	(2) 実施方針	(3) 業務工程	(4) 業務組織計画	(5) 打合せ計画	(6) 成果物の品質を確保するための計画	(7) 成果物の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準	(9) 連絡体制(緊急時含む)	(10) 使用する主な機器	(11) その他		<p>1・2 （略）</p> <p>3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、受注・変更・完了時に実績情報システム（TECRIS）に登録しなければならない。登録にあたっては、事前に登録内容について監督職員の確認をうけなければならない。なお、受注時は契約締結後、原則 15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、原則 15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、原則 15 日（休日等を除く）以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。</p> <p>また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が 15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。</p> <p>第 3111 条 打合せ等</p> <p>1～4 （略）</p> <p>(新設)</p> <p>第 3112 条 業務計画書</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 業務概要</td> <td>(2) 実施方針</td> </tr> <tr> <td>(3) 業務工程</td> <td>(4) 業務組織計画</td> </tr> <tr> <td>(5) 打合せ計画</td> <td>(6) 成果物の品質を確保するための計画</td> </tr> <tr> <td>(7) 成果物の内容、部数</td> <td>(8) 使用する主な図書及び基準</td> </tr> <tr> <td>(9) 連絡体制(緊急時含む)</td> <td>(10) 使用する主な機器</td> </tr> <tr> <td>(11) その他</td> <td></td> </tr> </table> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</p>	(1) 業務概要	(2) 実施方針	(3) 業務工程	(4) 業務組織計画	(5) 打合せ計画	(6) 成果物の品質を確保するための計画	(7) 成果物の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準	(9) 連絡体制(緊急時含む)	(10) 使用する主な機器	(11) その他	
(1) 業務概要	(2) 実施方針																								
(3) 業務工程	(4) 業務組織計画																								
(5) 打合せ計画	(6) 成果物の品質を確保するための計画																								
(7) 成果物の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準																								
(9) 連絡体制(緊急時含む)	(10) 使用する主な機器																								
(11) その他																									
(1) 業務概要	(2) 実施方針																								
(3) 業務工程	(4) 業務組織計画																								
(5) 打合せ計画	(6) 成果物の品質を確保するための計画																								
(7) 成果物の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準																								
(9) 連絡体制(緊急時含む)	(10) 使用する主な機器																								
(11) その他																									

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p> <p>3・4 （略）</p>
<p>第 3113 条～第 3116 条 （略）</p>	<p>第 3113 条～第 3116 条 （略）</p>
<p>第 3117 条 成果物の提出</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 受注者は、熊本県電子納品運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成したデータにより作成した電子データにより成果品を提出するものとする。</p> <p>「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</p>	<p>第 3117 条 成果物の提出</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 受注者は、熊本県電子納品ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づいて作成したデータにより作成した電子データにより成果品を提出するものとする。</p> <p>「ガイドライン」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。</p>
<p>第 3118 条～第 3127 条 （略）</p>	<p>第 3118 条～第 3127 条 （略）</p>
<p>第 3128 条 再委託</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（削る。）</p>	<p>第 3128 条 再委託</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として契約金額の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。</p>
<p>4 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、熊本県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、熊本県の指名停止期間中であってはならない。</p>	<p>5 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、熊本県の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、熊本県の指名停止期間中であってはならない。</p>
<p>第 3129 条～第 3138 条 （略）</p>	<p>第 3129 条～第 3138 条 （略）</p>
<p>第 2 章 設計業務等一般</p>	<p>第 2 章 設計業務等一般</p>
<p>第 3201 条 使用する技術基準等</p> <p>1 受注者は、設計業務等の実施にあたって、仕様書によるもののほか「治山技術基準」、「熊本県治山技術基準細則」、「林道規程」、「林道技術基準」、「熊本県林道事業設計基準書」、「民有林補助治山事業全体計画作成等要領」、「治山流域別調査要領」、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林土木製構造物設計等指針」及びこれらに関連する諸基準等によるものとし、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。</p>	<p>第 3201 条 使用する技術基準等</p> <p>1 受注者は、設計業務等の実施にあたって、仕様書によるもののほか「治山技術基準」、「林道規程」、「林道技術基準」、「民有林補助治山事業全体計画作成等要領」、「治山流域別調査要領」、「森林整備保全事業設計積算要領」、「森林土木製構造物設計等指針」及びこれらに関連する諸基準等によるものとし、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。</p> <p>なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>第 3202 条～第 3210 条 （略）</p> <p>第 3211 条 設計業務の成果</p> <p>1 成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。 <u>なお、治山ダム工設計において（簡略版）を適用する場合には、2 の内容によりとりまとめるものとする。</u></p> <p>(1) 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確かつ詳細に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(2)～(7) （略）</p> <p>2 <u>治山ダム工設計の成果品（簡略版）</u> <u>業務の成果については、次の項目に準じて報告書を作成するものとする。</u></p> <p>(1) <u>設計説明書</u> <u>設計条件、構造物の規模、型式等の決定に至る経緯、検討内容、施工上留意すべき事項等を簡潔に記載する。</u></p> <p>(2) <u>設計図面</u> <u>設計に関する一般事項又は設計図書により作成する。</u></p> <p>(3) <u>数量計算</u> <u>数量計算書、材料表等は、根拠を明確にして算出し、工種別等に区分して作成する。</u></p> <p>(4) <u>設計計算書</u> <u>設計条件、使用した理論、計算式、文献等及び計算過程を明記する。</u></p> <p>第 3212 条 環境配慮の条件</p> <p>1 （略）</p> <p>2 受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 100 号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては、環境への負荷が少ない環境物品等（小径丸太材（間伐材）、製材等（製材、集成材、合板、単板積層材等）及び伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法）の採用に努めるものとし、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材の利用、伐採材の当該施工現場における有効利用に努めるものとする。 また、グリーン購入法第 10 条第 1 項の規定による最新の「熊本県グリーン購入推進方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を満たすものが調達されるように設計す</p>	<p>第 3202 条～第 3210 条 （略）</p> <p>第 3211 条 設計業務の成果</p> <p>成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。</p> <p>(1) 設計業務成果概要書 設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し取りまとめるものとする。</p> <p>(2)～(7) （略）</p> <p>(新設)</p> <p>第 3212 条 環境配慮の条件</p> <p>1 （略）</p> <p>2 受注者は、「国等による環境物品等の調達に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 100 号、以下「グリーン購入法」という。）に基づき、物品使用の検討にあたっては、環境への負荷が少ない環境物品等（小径丸太材（間伐材）、製材等（製材、集成材、合板、単板積層材等）及び伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法）の採用に努めるものとし、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材の利用、伐採材の当該施工現場における有効利用に努めるものとする。 また、グリーン購入法第 6 条の規定による農林水産省における「平成〇年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、特定調達品目の調達に係る設計を行う場合には、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、判断の基準を</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>るものとする。 3～5 （略）</p> <p>第 3213 条 （略）</p> <p>第 3 章 治山設計業務</p> <p>第 1 治山ダム工予備設計</p> <p>第 3301 条 治山ダム工予備設計 （略）</p> <p>第 3302 条 治山ダム工実施設計 （略）</p> <p>第 2 （略）</p> <p>第 3 流路工</p> <p>第 3307 条 流路工実施設計 1 （略） 2 業務内容 （1）～（6） （略） （7）照査 受注者は、第 3108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第 3302 条治山ダム工実施設計第 2 項の（7）に準ずるものとする。 （8）～（9） （略） 3 （略）</p> <p>第 3308 条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 3117 条成果物の提出に従い 2 部納品するものとする。 1 治山ダム工予備設計の成果物 表 3-1 治山ダム工予備設計の成果物 （略）</p>	<p>満たすものが調達されるように設計するものとする。 3～5 （略）</p> <p>第 3213 条 （略）</p> <p>第 3 章 治山設計業務</p> <p>第 1 溪間工予備設計</p> <p>第 3301 条 溪間工予備設計 （略）</p> <p>第 3302 条 溪間工実施設計 （略）</p> <p>第 2 （略）</p> <p>第 3 流路工</p> <p>第 3307 条 流路工実施設計 1 （略） 2 業務内容 （1）～（6） （略） （7）照査 受注者は、第 3108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。 なお、照査事項は第 3302 条溪間工実施設計第 2 項の（7）に準ずるものとする。 （8）～（9） （略） 3 （略）</p> <p>第 3308 条 成果物 受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 3117 条成果物の提出に従い 〇部納品するものとする。 1 溪間工予備設計の成果物 表 3-1 溪間工予備設計の成果物 （略）</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改正後				現行			
2 治山ダム工実施設計の成果物				2 溪間工実施設計の成果物			
表 3-2 治山ダム工実施設計の成果物一覧				表 3-2 溪間工実施設計の成果物一覧			
設計項目	成果物	縮尺	摘要	設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ			現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件			基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (4) 本体工設計、設計計算、 設計図面作成 (5) 基礎工設計 (6) 景観設計			施設設計検討	(1) 設計計算書 (2) 付属構造物の検討 (3) 基礎工の検討 (1) 本体工設計、設計計算、 設計図面作成 (2) 基礎工設計 (3) 景観設計		
施工計画及び 仮説構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮説構造物設計			施工計画及び 仮説構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮説構造物設計		
数量計算	数量計算書			数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書			照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項			総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書			報告書作成	報告書		
実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断図 ・堆砂地横断図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1,000 V=1:100~1:200 1:100~1:200		実施設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断図 ・堆砂地横断図	1:2,500~1:50,000 1:500~1:1,000 H=1:200~1:1000 V=1:100~1:200 1:100~1:200	
	(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断図 ・掘削横断図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200			(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断図 ・掘削横断図 ・基礎工一般図	1:50~1:100 1:20~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200 1:100~1:200	

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後				現 行			
	(3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1,000 1:100~1:1,000 1:50~1:200			(3) 施工計画検討図 ・転流・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100~1:1000 1:100~1:1,000 1:50~1:200	
3 <u>治山ダム工</u> 実施設計の成果物（簡略版） 表 3-3 <u>治山ダム工</u> 実施設計の成果物（簡略版）一覧				3 <u>溪間工</u> 実施設計の成果物（簡略版） 表 3-3 <u>溪間工</u> 実施設計の成果物（簡略版）一覧			
設計項目	成果物	縮尺	摘要	設計項目	成果物	縮尺	摘要
<u>治山ダム工</u> 実施設計	設計説明書		A 4 版	<u>溪間工</u> 実施設計	設計説明書		A 4 版
	位置図(原則として国土地理院発行の地形図とする)	1/50,000 1/25,000			位置図(原則として国土地理院発行の地形図とする)	1/50,000 1/25,000	
	平面図	1/1,000 必要に応じ 1/200~1/2,000	等高線の間隔は、2~10m		平面図	1/1,000 必要に応じ 1/200~1/2,000	等高線の間隔は、2~10m
	縦断面図	水平 1/1,000 垂直は溪床勾配 1/10 未満は水平の 5 倍、溪床勾配 1/10 以上は水平の 2 倍を標準とする。			縦断面図	水平 1/1,000 垂直は溪床勾配 1/10 未満は水平の 5 倍、溪床勾配 1/10 以上は水平の 2 倍を標準とする。	
	横断面図	1/100 必要に応じ 1/10~1/200			横断面図	1/100 必要に応じ 1/10~1/200	
	構造図	1/100 又は 1/200			構造図	1/100 又は 1/200	
	詳細図 標準図	1/10~1/50 適宜			詳細図 標準図	1/10~1/50 適宜	
	間詰図等	1/100 又は 1/200	数量計算		間詰図等	1/100 又は 1/200	数量計算
	掘削(床掘)図	1/100 又は 1/200	数量計算		掘削(床掘)図	1/100 又は 1/200	数量計算
	数量計算書又は計算図	適宜	C D 等による納品		数量計算書又は計算図	適宜	C D 等による納品
	設計計算書				設計計算書		
	その他参考資料				その他参考資料		
4~8 (略)				4~8 (略)			

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>9 流路工実施設計の成果物（簡略版） 表 3-3 <u>治山ダム工</u>実施設計の成果物（簡略版）一覧に準ずる。</p> <p>第 4 山腹工等</p> <p>第 3309 条～第 3316 条 （略）</p> <p>第 3317 条 成果物 1 （略） 2 水土保持治山等の成果品 <u>治山ダム工</u>設計（表 3-3 <u>治山ダム工</u>実施設計の成果物（簡略版）一覧）及び山腹工設計（表 3-9 山腹工等設計の成果物一覧）に準ずる。</p> <p>第 5 地すべり防止工</p> <p>第 3318 条～第 3321 条 （略）</p> <p>第 3322 条 治山ダム工等の設計 第 3302 条 <u>治山ダム工</u>実施設計に準ずる。</p> <p>第 3323 条～第 3324 条 （略）</p> <p>第 6 （略）</p> <p>第 4 章 （略）</p> <p>第 5 章 治山施設点検業務</p> <p>第 3501 条～第 3502 条 （略）</p> <p>第 3503 条 施設の点検方法 施設の点検方法は、「治山施設個別施設計画策定マニュアル <u>（平成 29 年度改定版）</u>」（平成 30 年 3 月林野庁版）によるほかは監督職員の指示によるものとする。</p>	<p>9 流路工実施設計の成果物（簡略版） 表 3-3 <u>溪間工</u>実施設計の成果物（簡略版）一覧に準ずる。</p> <p>第 4 山腹工等</p> <p>第 3309 条～第 3316 条 （略）</p> <p>第 3317 条 成果物 1 （略） 2 水土保持治山等の成果品 <u>溪間工</u>設計（表 3-3 <u>溪間工</u>実施設計の成果物（簡略版）一覧）及び山腹工設計（表 3-9 山腹工等設計の成果物一覧）に準ずる。</p> <p>第 5 地すべり防止工</p> <p>第 3318 条～第 3321 条 （略）</p> <p>第 3322 条 治山ダム工等の設計 第 3302 条 <u>溪間工</u>実施設計に準ずる。</p> <p>第 3323 条～第 3324 条 （略）</p> <p>第 6 （略）</p> <p>第 4 章 （略）</p> <p>第 5 章 治山施設点検業務</p> <p>第 3501 条～第 3502 条 （略）</p> <p>第 3503 条 施設の点検方法 施設の点検方法は、「治山施設個別施設計画策定マニュアル <u>（案）</u>」（平成 28 年 3 月林野庁版）によるほかは監督職員の指示によるものとする。</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第 3504 条 （略）</p> <p>第 6 章 林道設計</p> <p>第 1 林道設計</p> <p>第 3601 条～第 3603 条 （略）</p> <p>第 3604 条 一車線林道実施設計</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(7) 数量計算 受注者は、第 3211 条 設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(8) 施工計画 工事施工の使用機械の種類、工程計画等の計画を行うものとする。</p> <p>(9) 特記仕様書作成 工事の施工に必要な特記仕様書を作成するものとする。</p> <p>(10) 照査 受注者は、第 3108 条 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>ア 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、設計の基礎となる情報を収集、把握しているかの確認を行う。特に地形、地質条件、森林の状況などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>イ 設計条件及び現地条件など、基本条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、森林の状況などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>ウ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>エ 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(11) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 3211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>ア 計画の概要</p> <p>イ 各種検討の経緯とその結果</p> <p>ウ 設計計算書（排水計算、設計計算等）</p>	<p>第 3504 条 （略）</p> <p>第 6 章 林道設計</p> <p>第 1 林道設計</p> <p>第 3601 条～第 3603 条 （略）</p> <p>第 3604 条 一車線林道実施設計</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>(8) 数量計算 受注者は、第 3211 条 設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。</p> <p>(9) 施工計画 工事施工の使用機械の種類、工程計画等の計画を行うものとする。</p> <p>(10) 特記仕様書作成 工事の施工に必要な特記仕様書を作成するものとする。</p> <p>(11) 照査 受注者は、第 3108 条 照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。</p> <p>ア 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、設計の基礎となる情報を収集、把握しているかの確認を行う。特に地形、地質条件、森林の状況などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>イ 設計条件及び現地条件など、基本条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、森林の状況などが設計に反映されているかの確認を行う。</p> <p>ウ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>エ 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(12) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第 3211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>ア 計画の概要</p> <p>イ 各種検討の経緯とその結果</p> <p>ウ 設計計算書（排水計算、設計計算等）</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>エ その他必要事項</p> <p>第 2 一般構造物設計</p> <p>第 3605 条～第 3607 条 （略）</p> <p>第 3608 条 落石防護柵実施設計</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 設計計算及び設計図</p> <p>ア 詳細設計</p> <p>受注者は、決定された設計条件により、落石防護柵について、規模、断面形状、基本寸法等、施工に必要な設計を行うものとする。</p> <p><u>イ</u> 付属施設の設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき付属施設の設計を行うものとする。</p> <p><u>ウ</u> 設計計算</p> <p>受注者は、落石防護柵について必要な安定計算、応力計算を行うものとする。</p> <p>(5)～(8) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第 3609 条 （略）</p> <p>第 3 橋梁</p> <p>第 3610 条 （略）</p> <p>第 3611 条 橋梁予備設計</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務内容</p> <p>橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 3112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>監督</u>職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p>	<p>エ その他必要事項</p> <p>第 2 一般構造物設計</p> <p>第 3605 条～第 3607 条 （略）</p> <p>第 3608 条 落石防護柵実施設計</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務内容</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 設計計算及び設計図</p> <p>ア 詳細設計</p> <p>受注者は、決定された設計条件により、落石防護柵について、規模、断面形状、基本寸法等、施工に必要な設計を行うものとする。</p> <p><u>イ</u> 付属施設の設計</p> <p>受注者は、設計図書に基づき付属施設の設計を行うものとする。</p> <p><u>エ</u> 設計計算</p> <p>受注者は、落石防護柵について必要な安定計算、応力計算を行うものとする。</p> <p>(5)～(8) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>第 3609 条 （略）</p> <p>第 3 橋梁</p> <p>第 3610 条 （略）</p> <p>第 3611 条 橋梁予備設計</p> <p>1 （略）</p> <p>2 業務内容</p> <p>橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 3112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、<u>調査</u>職員に提出するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。</p> <p>なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 設計条件の確認</p> <p>受注者は、設計図書に示された林道の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。</p> <p>(4) 橋梁形式比較案の選定</p> <p>受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督職員と協議のうえ、設計する比較案 3 案を選定するものとする。</p> <p>(5) ～ (13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3612 条 (略)</p> <p>第 7 章 林道全体計画調査</p> <p>第 3701 条～第 3703 条 (略)</p> <p>第 3704 条 自然環境等調査</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 地質調査</p> <p>地質調査は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 調査範囲</p> <p>調査範囲は、1 の (2) のアに準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～13 (略)</p> <p>第 3705 条 全体計画作成</p> <p>1 計画の立案</p> <p>第 3702 条第 2 項から第 4 項及び第 3704 条第 1 項の結果を踏まえて、次号により全体計画を立案するものとする。</p>	<p>受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。</p> <p>なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。</p> <p>(3) 設計条件の確認</p> <p>受注者は、設計図書に示された林道の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。</p> <p>(4) 橋梁形式比較案の選定</p> <p>受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、調査職員と協議のうえ、設計する比較案 3 案を選定するものとする。</p> <p>(5) ～ (13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第 3612 条 (略)</p> <p>第 7 章 林道全体計画調査</p> <p>第 3701 条～第 3703 条 (略)</p> <p>第 3704 条 自然環境等調査</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 地質調査</p> <p>地質調査は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 調査範囲</p> <p>第 3704 条第 1 項第 2 号アに準ずるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～13 (略)</p> <p>第 3705 条 全体計画作成</p> <p>1 計画の立案</p> <p>第 3702 条第 2 項から第 3 項及び第 3704 条第 1 項の結果を踏まえて、次号により全体計画を立案するものとする。</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(1)・(2) (略) 2～7 (略)</p> <p>第 3706 条～第 3708 条 (略)</p> <p>第 8 章 林道橋定期点検業務</p> <p>第 3709 条 業務目的 <u>定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るため、林道橋梁の効率的な維持管理等に必要な措置を特定するための情報を得ることを目的とする。</u></p> <p>第 3710 条 計画準備 <u>計画準備は、業務計画書作成、現地踏査、実施計画書作成、全体図及び一般図、部材番号図の作成、関係機関との協議資料作成等を行う。</u></p> <p>1 業務計画書の作成 <u>受託者は業務計画書を作成し、監督職員に提出する。業務計画書には次の事項を記載する。</u></p> <p><u>(1) 調査等業務概要</u> <u>(2) 実施方針</u> <u>(3) 調査等業務工程</u> <u>(4) 調査等業務組織計画</u> <u>(5) 打合せ計画</u> <u>(6) 成果品の内容、部数</u> <u>(7) 使用する主な基準及び図書</u> <u>(8) 使用機械の種類、名称及び性能</u> <u>(9) 連絡体制（緊急時を含む）</u> <u>(10) その他監督職員が必要と認めたもの</u></p> <p>2 現地踏査 <u>現地点検に先立って現地踏査を行い、林道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握する他、林道橋の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）し、実施計画書作成に必要な情報を得るものとする。</u></p> <p>3 実施計画書の作成 <u>受託者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。また、実施計画書には次の事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>(1) 業務内容</u> <u>(2) 対象林道橋位置図</u></p>	<p>(1)・(2) (略) 2～7 (略)</p> <p>第 3706 条～第 3708 条 (略)</p> <p>(新設)</p>

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p><u>(3) 現地踏査の調査記録</u></p> <p><u>(4) 業務実施方針〔定期点検方法〕</u></p> <p><u>(5) 実施体制</u></p> <p><u>(6) 実施工程表</u></p> <p><u>(7) 仮設備計画</u></p> <p><u>(8) 使用建設機械</u></p> <p><u>(9) 安全管理計画（交通規制を含む）</u></p> <p><u>(10) 環境対策</u></p> <p><u>(11) 連絡体制（緊急時含む）</u></p> <p><u>(12) その他監督職員が必要と認めたもの</u></p> <p><u>4 全体図及び一般図の作成</u> <u>対象林道橋の全体図及び一般図（平面図，断面図）などを径間毎に作成する。</u></p> <p><u>5 部材番号図の作成</u> <u>部材番号図は、記録の下地となる部材番号を設定し、径間毎に作成する。</u></p> <p><u>6 関係機関協議書の作成</u> <u>定期点検を実施するため、関係機関（河川管理者等）との協議に必要な資料の収集及び協議書の作成を行う。</u></p> <p>第 3711 条 現地点検</p> <p><u>現地点検は、近接目視により以下の内容にて行うものとする。</u> <u>また、必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用して行う。</u> <u>なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部材に応じて、適切な項目を選定して点検を実施しなければならない。</u></p> <p><u>1 現況写真の撮影</u> <u>現況写真は、対象林道橋の全景、路面、路下等の現地状況写真を径間毎に撮影し記録する。</u> <u>なお、対象林道橋毎に必要な情報が得られるよう、点検する部位、部材に応じて、適切な項目を選定して点検を実施しなければならない。</u></p> <p><u>2 損傷調査</u> <u>損傷調査は、対象橋梁の損傷状況を調査し、損傷の種類、規模を把握する。</u></p> <p><u>3 野帳記入</u> <u>野帳記入は、対象林道橋の損傷状況を調査し、損傷の種類、規模を記録する。</u></p> <p><u>4 損傷写真の撮影</u> <u>損傷写真は、損傷調査で把握された代表的な損傷の写真を点検項目、部材毎に撮影し記録する。</u> <u>また、点検項目以外の部材や損傷であっても、損傷が大規模な場合は撮影する。</u></p>	

熊本県森林土木事業調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書の制定について（平成 30 年 3 月 23 日付け技管第 701 号農林水産部長通知）

一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第 3712 条 定期点検調査帳票の作成 <u>定期点検調査帳票は、「林道施設長寿命化対策マニュアル（林野庁整備課）」（以下、「対策マニュアル」という。）付録-4 点検結果記入要領に基づき以下のとおり作成する。</u></p> <p>1 現況写真の整理 <u>現況写真の整理は、対象林道橋の全景、路面、路下等の現地状況写真を径間毎に整理する。</u></p> <p>2 損傷写真の整理 <u>損傷写真整理は、把握された代表的な損傷の写真などを径間毎に整理する。</u></p> <p>3 損傷図の作成 <u>損傷図は、対象林道橋の部位・部材の損傷の種類・程度や箇所などを径間毎に整理し、上部工、下部工、路面毎に作成する。</u></p> <p>4 損傷程度の評価 <u>損傷程度の評価は、管理区分毎の評価基準に基づいて、部位毎、損傷の種類毎に評価する。</u> <u>(1) 予防保全型点検の損傷程度の評価は、対策マニュアル（付録-1.1「損傷評価基準」（予防保全型点検））に基づいて、部材毎、損傷種類毎に評価する。</u> <u>(2) 一般管理型点検の損傷程度の評価は、対策マニュアル（付録-1.2「損傷評価基準」（一般管理型点検））に基づいて、部材毎、損傷種類毎に評価する。</u></p> <p>5 対策区分の判定 <u>対策区分の判定は、林道橋の損傷状況を把握したうえで、構造上の部材区分あるいは部位毎、損傷種類毎の対策区分について、対策マニュアル（付録-2 対策区分判定要領（予防保全型点検））に基づき判定を行う。</u></p> <p>6 健全性の評価 <u>健全性の評価は、部材単位ならびに橋単位で行うものとする。部材単位の評価は、対策マニュアル第 2 章第 10 節の「表 2-10 健全性の判定区分」及び、橋単位の評価は、対策マニュアル第 2 章第 10 節の「10-1 部材単位の健全性の診断」を参照し、行うものとする。</u></p> <p>7 定期点検調査帳票の記入 <u>定期点検調査帳票の記入は、点検により確認した損傷程度を記入することとし、全ての部材番号について径間毎に対策区分の評価結果、健全度の評価結果などを記入する。</u></p> <p>第 3713 条 報告書の作成 <u>定期点検業務の成果として、作成した資料や定期点検調査帳票等の取りまとめを行う。</u></p>	

附 則

この通知は、令和 2 年（2020 年）2 月 1 日から施行する。